

湯沢町ホームページバナー広告表現注意事項

平成19年11月5日制定

(趣旨)

第1条 本ガイドラインは、湯沢町ホームページに民間事業者等のバナー広告を掲載するにあたり、その広告表現について、湯沢町広告掲載要綱（平成19年11月5日制定）及び湯沢町広告掲載基準（平成19年11月5日制定）に定めるもののほか、アクセシビリティ及びユーザビリティを保持するため、必要な事項を定めるものとする。

(禁止表現)

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きや視覚を刺激する動き等によりユーザーに誤解を与えるおそれがあるため禁止する。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）
- (6) GIF アニメ

(町ホームページとの区別)

第3条 次の表現については、ユーザーが町ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止する。

- (1) 町ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 「お年寄りのための施設ガイド」、「教育相談」など町政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ユーザーが湯沢町の事業であると錯誤しやすいもの

(色調)

第4条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第5条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(代替テキスト)

第6条 バナー広告には代替テキストをつけなければならない。なお、町は、代替テキストの表示に際し、広告であること及び外部へのリンクであることを明示する。

附 則

本注意事項は、平成19年11月5日から施行する。